

子育て支援センターの改修について

1 事業の目的

本事業は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年6月8日成立。令和6年4月1日施行）に基づき、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」それぞれの機能の一体化を図り、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ包括的なマネジメント支援を行う体制を確立することを目的としています。

健康保健課の保健師等が母子手帳交付時から妊産婦訪問や新生児訪問等を通じて支援が必要と判断したケースについても子ども家庭支援室が窓口となってサポートし、市民の利便性が高まる相談しやすい施設にしていくものです。

※ 子ども家庭総合支援拠点

…子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う機関であり、子ども家庭支援室が所掌しています。現在、何らかの支援を必要とする子どもは267人であり、関係機関と連携し専門的な相談対応や必要なサービスにつなげています。

※ 子育て世代包括支援センター

…妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、母子保健分野と子育て支援分野の両面から支援を行う機関であり、健康保健課と子育て支援課が所掌しています。現在、妊産婦の3割程度が何らかの困りごとを抱えている実態があり、関係機関と連携して各種の相談に応じ、必要なサービスにつなげています。

2 事業の内容

子ども家庭総合支援拠点である「子育て支援センター」へ新たに子育て世代包括支援センターの機能を統合し、一体的支援機関を整備するため、子育て支援対策臨時特例交付金により県が造成した基金を活用して改修工事を実施します。

(1) 事業名

母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業

(2) 補助率

国9/10、市町村1/10

(3) 事業の実施期限

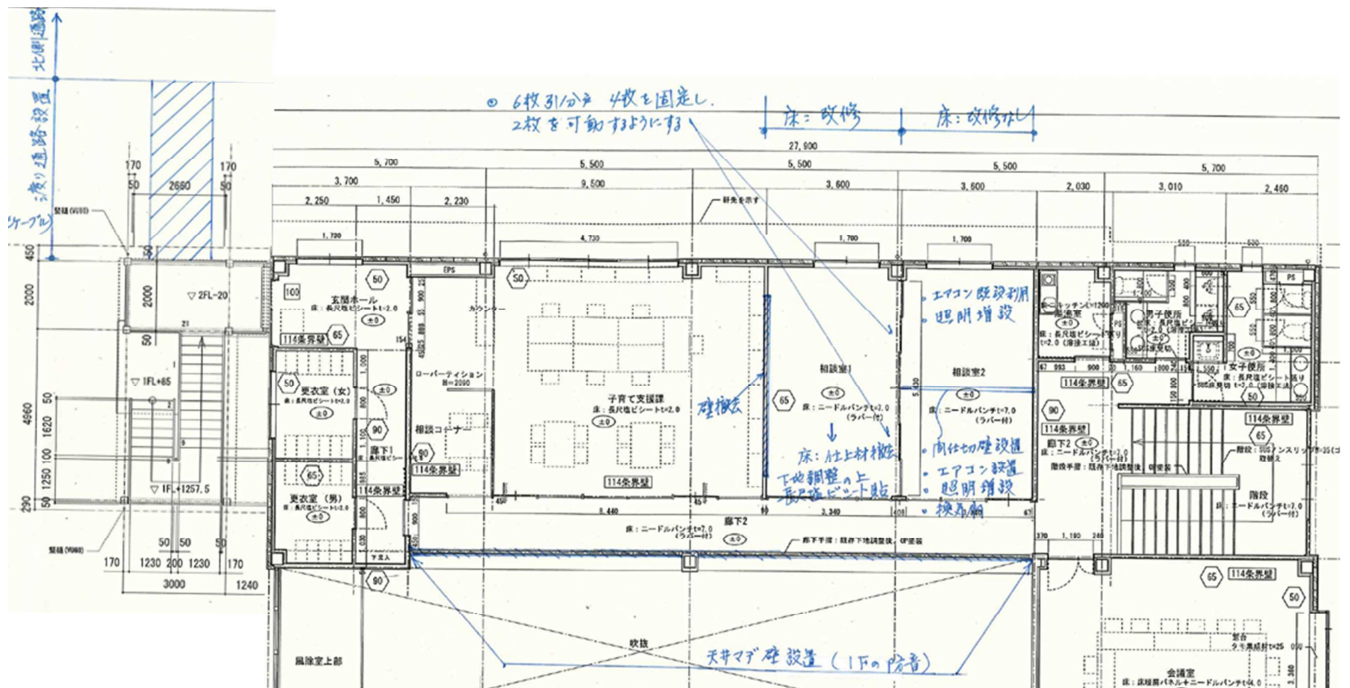
令和6年3月31日

(4) 事業費内訳

事業内容	事業費	備考
設計・監理委託料	3,860 千円	
改修工事費	37,700 千円	※工事概要は右欄参照
備品購入費	1,540 千円	相談カウンター、相談室の机・椅子等
消耗品費	200 千円	玩具等
計	43,300 千円	※財源内訳：国庫補助分 34,869 千円 一般財源 8,431 千円

3 改修工事の概要

- ① 駐車場⇔2F 連絡通路設置
- ② 2F 事務室改修（事務室内壁撤去、相談室2室設置、通路壁設置、フローリング化）



- ③ 1F 事務室改修
（土間拡張、中央空調設備移設、下足入れ・ロッカー増設、事務室カウンター設置）
- ④ 特殊付帯工事（太陽光発電設備設置）

